

吹田市公告第297号

避難施設開錠システム構築業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年5月13日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | | |
|----|--------|------------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 避難施設開錠システム構築業務 |
| 2 | 業務場所 | 吹田市内小中学校（54校）　ほか8施設 |
| 3 | 履行期間 | 契約締結日～令和7年7月31日 |
| 4 | 業務概要 | 別添仕様書のとおり |
| 5 | 予定価格 | 事後公表とする |
| 6 | 最低制限価格 | なし |
| 7 | 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条に基づき免除する。 |
| 8 | 契約保証金 | 吹田市財務規則第113条に基づき100分の10以上とする。 |
| 9 | 支払条件 | （1）前払い無し
（2）中間払い無し
（3）部分払い無し |
| 10 | 瑕疵担保期間 | 無し |

11 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 過去 5 年以内に災害等の危機事象発生時における活用を主たる目的としたシステムを元請けとして自治体へ提供した実績が 3 件以上あること。
- (7) ISO9001 及び ISO27001 及びプライバシーマークの資格を保有していること。

12 入札参加資格確認及び申請

- (1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札参加資格確認申請書及び(2)に示す資料を提出し、本市の入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出しない場合及び入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない

- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 制限付一般競争 入札参加資格確認申請書 ————— 様式 1

イ 実績報告書(契約実績) ————— 様式 2

ウ 実績報告書(会社概要) ————— 様式 3

- (3) 申請書等の提出

ア 提出期間 令和 7 年 5 月 13 日(火)から令和 7 年 5 月 20 日(火)まで
(土・日及び祝祭日を除く)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで。

イ 提出先 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
吹田市役所高層棟 3 階 危機管理室
電話 (06) 6384-1753 (直通)

ウ 取得方法 申請書等は、本市ホームページ(市のホームページ(産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和 7 年度(2025 年度)一般競争入札(業務委託)一覧>避難施設開錠システム構築業務に係る制限付一般競争入札の実施について)からダウンロードにより取得すること。

なお、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

- エ 提出方法 申請書等は、持参又は郵送によるものとし、郵送する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限り、上記の「ア 提出期間」に記載する提出期間内に必着させること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和7年5月21日（水）正午までに様式3 実績報告（会社概要）に記載の連絡先へ電子メールにより通知する。

(5) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、返却しない。
- ウ 提出された申請書等は、申請者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には参加資格を取り消し、指名停止等の措置を受ける場合がある。

13 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年5月21日（水）午後5時30分まで

イ 提出場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階 危機管理室
電話（06）6384－1753（直通）

ウ 提出方法 任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。

- (2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面により行うものとし、その内容を様式3 実績報告（会社概要）に記載の連絡先へ電子メールにより回答する。

ア 回答日 令和7年5月22日（木）

(4) 仕様書に対する質疑等

質疑書については、本市ホームページ（市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞避難施設開錠システム構築業務に係る制限付一般競争入札の実施について）からダウンロードにより取得の上、電子メールにより提出すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

- ア 受付期限 令和7年 5月19日（月）午後5時30分まで
イ 提出先 吹田市総務部危機管理室 bousaisuita@city.suita.osaka.jp
ウ 回答日 令和7年5月20日（火）正午まで（予定）
エ 回答方法 本市のホームページに回答を掲載する。

14 入札の日時及び場所

- （1）入札日時 令和7年5月23日（金）午後2時（時間厳守）
（2）入札場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階 リエゾンルーム3（予定）
（3）入札方法

- ア 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。
イ 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
ウ 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意交渉を行うものとする。

15 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。
なお、入札辞退届については、本市ホームページ（市のホームページ（産業・まちづくり・環境）>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧>避難施設開錠システム構築業務に係る制限付一般競争入札の実施について）からダウンロードにより取得すること。
また、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

16 入札等の延期又は中止

本件の入札執行において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

17 入札金額

落札者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載すること。

18 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

19 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

20 落札候補者の決定

- (1) 入札参加社が2者に満たない場合でも、入札は成立するものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (3) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

21 落札決定の取消し

- (1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わない。

22 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる有価証券、金融機関の保証書その他の甲が確実と認める担保の提供

(3) 保険会社との間に締結した甲を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出

(4) 保険会社との間に締結した甲を債権者とする工事履行保証委託契約に係る保証証券の提出

23 その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書の内容を確認の上で入札を行うこと。

24 問い合わせ先 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所高層棟3階 危機管理室

電話 (06) 6384-1753 (直通)

E-mail bousaisuita@city.suita.osaka.jp